

第3回 高齢者の移動手段の確保に関する検討会 議事概要

日時：平成29年5月18日（木）14：00～16：00

場所：中央合同庁舎第3号館 4階特別会議室

議題「(1) 中間とりまとめ(素案)について」、国土交通省より説明を行った。その後、議題「(2) 意見交換」を行った。意見交換における委員の主な発言は次のとおり。

【中間とりまとめ(素案)全体について】

- 全体として課題に「考え方」として切り込んでおり、端的にポイントが突かれていると思う。
- 高齢者の移動手段の選択肢を広げるという点は大変良い。

【「1. 公共交通の活用」について】

- 「公共交通」の定義は何か。高齢者に利用しやすい「公共交通」という視点で記述すべきではないか。
- 公共交通利用促進策に対する地方公共団体の助成を強調して欲しい。
- バスの割引等地方公共団体の助成は、バス等に乗らずに生活されている方もいる中で公平性をどう担保するかにも留意が必要。
- 自身が高齢者になって免許を返納したときに困らないよう、働き盛りの40代、50代の方向けに公共交通の利用促進を行うことも考えられる。

【「2. 自家用有償運送の活用」について】

- 「運営協議会のあり方検討会」のとりまとめについて、改めて周知・徹底を図るべき。
- 運営協議会には、ケアマネージャーなど「現場」の実態を良く知っている者をメンバーに加えるようにすべきではないか。
- 公共交通では対応できない地域等の「運転手不足」とは具体的にどのような基準で判断されるものなのか。あいまいな基準で自家用有償運送が認められることにつながるのではないかという懸念がある。
- 「運営協議会のあり方検討会」で決まった「公共交通機関事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、運営協議会で関係者が合意した場合に限り、自家用有償運送の実施を認める」という原則を改めて明確にすることが必要ではないか。

【「4. 「互助」による輸送」について】

- 「互助」による輸送を地方公共団体が作成する計画や戦略の中でどのように位置づけて推進していけば良いのかを示す必要があるのではないかと。現状、移動制約の多い高齢者等の足をどうするのか対策を考えられていない地方公共団体も多い。
- 「互助」による輸送は、今後の高齢社会では必要。元気な高齢者は、担い手として携わって欲しいというメッセージも出して欲しい。
- 乗客とドライバーとの仲介者が乗客から仲介手数料を収受可能であることを明確化することについては、ドライバーが収受できる謝礼等の範囲も含め誤解が生じないようにしていただきたい。
- 無償の輸送について市町村が固定費や車両への援助を行った場合も許可・登録が不要と整理して欲しい。

【「5. 福祉行政との連携」について】

- 運営協議会については、介護保険の協議体と一緒に議論することは意味があると思うが、介護保険の協議体と、地域公共交通会議とは目的等が異なるため、現場でどうすれば良いのか分からないということになるのではないかと。
- 地域公共交通会議や運営協議会でも福祉の関係者が入って一緒に議論することには意味があるのではないかと。
- 協議体等の連携はとても重要だが、それに先だってまず各市町村の内部で交通部門と福祉部門間の連携が必要。
- 介護保険の訪問型サービスDについては、介護保険制度に加えて道路運送法等の知見が必要となり、地方公共団体（介護保険部門）にとってはハードルが高い。また、先行事例だけでは分からない部分も多く、今後、ルールの明確化がなされることを期待する。
- 介護保険の訪問型サービスDに関して都道府県がノウハウを持っていると、導入しようとする市町村は相談し易くなるので心強い。国土交通省や厚生労働省も参加する形で都道府県レベルでの勉強会の場を設けていただけると導入が進むと思う。

【その他】

- 地方公共団体や地方運輸局において、福祉分野と交通分野の両方に知見を持つ人材の育成は重要。
- ラスト半マイルの確保についても記載できないか。

- 我が国は坂道が多く、高齢者にとっては直線距離が短くても傾斜があると厳しいということも考慮してほしい。
- 中山間地域を中心として、地域住民の暮らしを支える活動を行う地域運営組織の形成が進んでおり、高齢者の運送等も実施されている例がある。総務省では、こうした地域運営組織の形成や運営を支援するため、地方財政措置を行っているところであり、高齢者の移動手段確保という観点から、制度が活用されるよう連携して参りたい。

次回検討会では、6月に本検討会の中間とりまとめを行うため、引き続き「中間とりまとめ（案）」の議論を行うこととなった。

以上